

平成26年2月4日

斜里町長 馬場 隆 様

斜里町公共料金等審議会  
会 長 遠 藤 隆 二

消費税引き上げに伴う水道料金及び下水道使用料の改定について

平成26年2月4日諮問を受けた消費税引き上げに伴う水道料金及び下水道使用料の改定について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

#### 1. 審議会の開催日時及び場所

平成26年2月4日 午後1時より 於 庁舎大会議室

#### 2. 出席者

遠藤隆二、椿原祥輔、延原達也、高橋秀典、佐藤唯人、西岡保、中田慎也、中村嘉成  
金浜義博、米沢久美子、森辰雄、門間哲也、戎居桂三

#### 3. 諮問事項

##### 1) 料金等の改定

水道料金及び下水道使用料の別表に乗じる率（消費税率）を100分の105から100分の108とする。

##### 2) 適用時期

平成26年4月1日から適用する。

#### 4. 答申内容

料金等の改定及び適用時期について、諮問どおり行う。しかし今後の事業継続において次のとおり意見を付する。

- 1) 収益事業や建設改良事業において、長期的な財政計画のもとに計画的な運営をすること。
- 2) 次回以降の料金改定に際しては、審議会の前に大型需要者や地域などに対し意見交換の機会を設けること。
- 3) 次回以降の料金改定に際しては、審議委員や町民に対し、分かりやすい財務状況説明資料を作成すること。